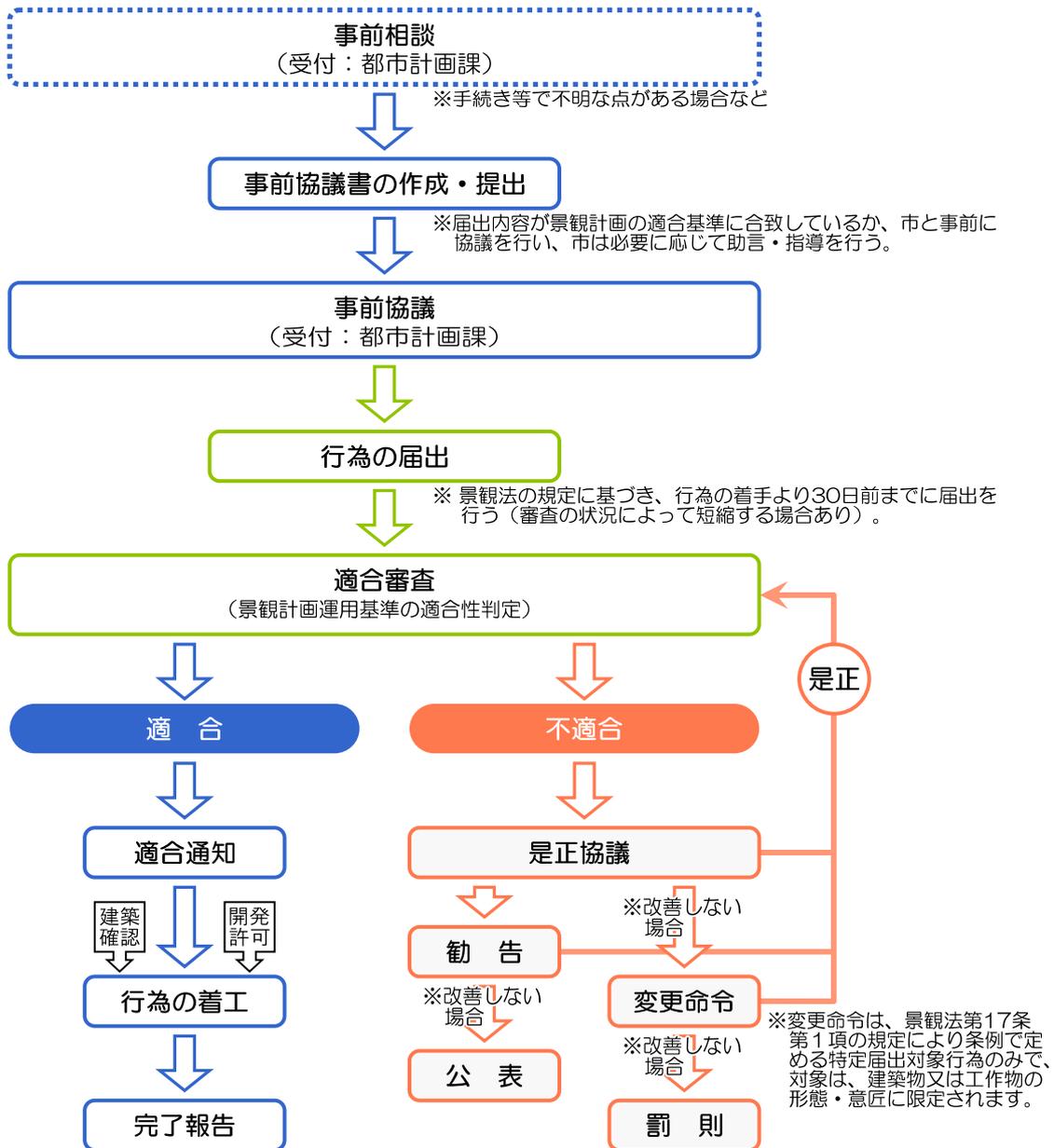


■届出の流れ

宇佐市景観計画については、宇佐市景観条例に基づき、景観計画区域、景観形成促進地区を含む、景観形成重点地区それぞれの区域内で、当該区域で定める届出対象行為を行う際に、事前に市に届出を行う必要があります。

届出対象行為を行う者は、予め「宇佐市景観計画」とその運用基準を確認した上で、計画の方針や景観形成の指針・基準に適合するように計画・設計等を行い、行為の着手の30日前までに届け出なければなりません。また、届出行為の内容が「宇佐市景観計画」の方針や景観形成の指針・基準に適合するよう、計画・設計段階から事前相談や事前協議を行うものとしします。



【適合審査の視点（チェックポイント）】

- 設計（計画）は、項目ごとに指針の基準が満たされていると判断できるか。
- 設計（計画）は、良好な景観形成と周辺への景観的な配慮がなされているか。
- 指針の基準を満たしていない項目がある場合、その他の項目で総合的に不適合を緩和させる配慮がなされているか（例：素材の不適合を緑化と色彩でカバーしている。）。

■行為の届出に必要な図書

行為を届け出る際には、宇佐市が指定する様式の届出書に、以下の届出に係わる図書を添付して正副2部の提出が必要となります。

なお、届出書は宇佐市ホームページからダウンロードしてください。

行為の種類	添付図書		
	図書の種類	縮尺	要求事項等
建築物または工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 配置図	1/100以上	a. 方位（※図面は原則として北を上にして作成） b. 縮尺 c. 敷地に接する道路の位置・種別・幅員、敷地との高低差 d. 現況と計画の敷地の高低差 e. 敷地内における建築物・工作物、及び届出対象行為の位置、並びに届出対象行為と他の別
	3. 立面図	1/50以上	壁面・屋根の主要部分は着色し、仕上材の名称とマンセル記号による色彩を記入
	4. 現況写真	—	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の物件・計画位置を朱書きで図示）
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の区画形質の変更	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 現況図	1/2500以上	大分県の「開発許可制度の手引き（大分県土木建築部都市計画課）」の規定に準じて作成
	3. 土地利用計画図	1/1000以上	
	4. 造成計画平面図	1/1000以上	
	5. 造成計画断面図	1/200以上	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の範囲を朱書きで図示）
	6. 現況写真	—	
木竹の伐採	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 現況図	1/2500以上	
	3. 計画図	1/100以上	
	4. 現況写真	—	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の範囲を朱書きで図示）
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 配置計画図	1/100以上	a. 敷地の形状、寸法、方位、敷地に接する道路の位置と幅員を記入 b. 堆積位置及び堆積方法 c. 外構施設
	3. 現況写真	—	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の範囲を朱書きで図示）
鉱物の掘削または土石類の採取	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 現況図	1/2500以上	
	3. 計画図	1/100以上	
	4. 事後措置計画図	1/100以上	掘削、採取後に講じる原状回復措置の内容を示す。
	5. 現況写真	—	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の範囲を朱書きで図示）